令和８年度（令和９年度採用）　静岡市会計年度任用職員
（スクールカウンセラー及びスクールカンセラーに準ずる者）選考案内

１　職種、採用予定人員及び職務内容

職種	会計年度任用職員 （スクールカウンセラー スクールカウンセラーに準ずる者）
採用予定人数	３人程度
職務内容	児童生徒のいじめ、不登校、問題行動等、心の問題に対して、心理面における専門的指導が重要であることから、スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者を市立小・中学校等に配置し、各校における組織的な相談機能の向上を図ります。 ①カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助 ②児童及び生徒並びにその保護者へのカウンセリング ③児童及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供 ④教職員の研修における指導及び助言

２　勤務条件等

採用予定年月日	令和９年４月１日
任用期間	令和９年４月１日から令和10年３月31日まで ※補欠合格の場合は、令和９年８月31日までに欠員が生じた場合に限り、随時採用されます。 ※採用は全て条件付きで、原則として採用から１か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の２第７項）再度任用した場合も同様。 ※勤務成績が優良な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。 ※再度任用した場合の最長任用期間は、公募の選考により採用された日から５会計年度です。
勤務場所	静岡市立小・中学校　　※敷地内禁煙
勤務時間	原則として月曜日から金曜日の８時 30 分から 17 時 15 分までの間（基本） １日３～８時間程度　１週間に１～３日程度の勤務（年間 805 時間以内。勤務する学校種別、学校数等により勤務時間が異なります。） ※上記の時間外の勤務をお願いすることがあります。 ※１日の勤務が６時間を超える場合には休憩時間が 60 分あります。
報酬等	（１）　報酬（令和８年度実績） ①スクールカウンセラー　　１時間5,000円 ②スクールカウンセラーに準ずる者　１時間3,000円 （２）　費用弁償（通勤手当相当）
休暇等	「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に基づき、与えられます。

服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です。 （事前の届出が必要です。）

3　受験資格の要件

次の（1）（2）を満たす者

（1）次のいずれかに該当する者

①スクールカウンセラー

ア　公認心理師

イ　財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ　精神科医

エ　児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は常勤の講師の職にある者

②スクールカウンセラーに準ずる者

ア　大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者

イ　大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者

ウ　医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について１年以上の経験を有する者

（2）次のいずれにも該当しない者（地方公務員法第 16 条）

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ　静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者。

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

（注）日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

＜学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について＞

本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下、「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことも採用条件の一つとしています。

このため、採用選考申込書等により、あらかじめ特定性犯罪の前科がないこと等を申告していただくとともに、犯罪事実確認に当たっては、本人確認等のための所定の手続きにご対応いただく必要があります。

申告の内容に虚偽や秘匿等があることが判明した場合や、所定の手続きに対応せず犯罪事実確認が完了しない場合は、採用しないことがあります。

4　選考の実施日時・会場等

選考日時	選考会場
令和９年１/13（水）～１/19（火）のうち指定した日時 ※集合時刻、試験時間等は、申込受付完了後にＥメールにて受験者に連絡します。	静岡市役所　清水庁舎９階 94 会議室 控室…92 会議室 〒424-8701　静岡市清水区旭町６番８号 ※会場の詳細は、申込受付完了後にＥメールにて受験者に連絡します。

5　選考の内容

書類選考、個別面接試験

6　申込方法

申込方法	静岡市電子申請システム（LoGo フォーム）での申込	
申込受付期間	令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 15 日（火）まで	
提出書類	①会計年度任用職員（スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者）申込書 ②履歴書（指定用紙１枚）１通 ③３（１）に該当する資格証の写し →①～③の書類を静岡市電子申請システム（LoGo フォーム）にて提出 ※①②は静岡市ホームページからダウンロードできます。 ※　静岡市電子申請システムのみでの受付とします。紙での提出書類はありません。 ※　入力フォームへの入力は必ず本人が行ってください。 ※　提出書類及び面接時に取得した個人情報は、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。 ※　申込後に受験を辞退する場合等であっても、入力フォームに入力された内容の消去はしません。	
静岡市電子申請システム（申込先）	静岡市が導入している電子申請システム「LoGoフォーム（logoform.jp）」へ移動します。	※ＵＲＬの直接入力での接続も可能です。 https://logoform.jp/form/79j2/1851225 ※パソコン及びスマートフォンでの入力が可能です。 （パソコンの推奨環境） ・Windows 11以降（Microsoft Edge、GoogleChrome、Mozilla Firefox ※いずれも最新版） ・macOS 14以降（Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox ※いずれも最新版） （スマートフォンの推奨環境） ・Android 14以降（Google Chrome ※最新版） ・iOS/iPadOS 16以降（Safari、Google Chrome ※いずれも最新版）

7　結果通知

合否にかかわらず、令和９年２月２日（火）までに郵送で全員に送付します。

なお、補欠合格となった人には、結果通知書を郵送する際に、補欠合格である旨をお知らせします。

8　問合せ先

静岡市教育委員会　児童生徒支援課　生徒指導係

（スクールカウンセラー活用事業担当）

〒424-8701 静岡市清水区旭町６番８号　清水庁舎８階　　電話 054-354-2533

※　ただし９時 00 分から 17 時 00 分まで。土、日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除く。

静岡市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/

［トップページ］→［市政情報］→［静岡市のご案内］→［職員採用・人事・人材育成］→［非常勤・会計年度任用職員］→

［令和９年度採用　静岡市会計年度任用職員（スクールカウンセラー及びスクールカンセラーに準ずる者）選考案内］

求職者の皆様へ

令和8年 10 月1日から求職者に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されました。求職活動等において、性的な言動による不快な対応を受けることがないよう、安心して求職活動等に取り組める環境づくりを進めています。

このようなことで困ったときはご相談ください。

・性的な内容の発言をされた
・不必要な身体的接触をされた
・プライベートな詮索をされた
・性的な関係の要求をされた

求職者等に対する相談フォーム

※　静岡市が導入している電子申請システムへ移動します。